

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十九卷 第一・二號

理論經濟學特集

(共の一)

ケインズの費用圖式	青 山 秀 夫
有効需要と雇傭	鎌 倉 昇
同次性の公準とセイの公準とは等値でない	今 川 正
完全雇傭と經濟安定政策	清 水 義 夫
現代イギリス經濟學界の動向	田 口 芳 弘

昭和二十七年二月

完全雇傭と經濟安定政策

清水義夫

目次

序

一、一般的背景

A 經濟政策の目標

B 政策の一般的傾向

C 政策の國內經濟的觀點と國際經濟的觀點

二、M・フライドマンの Framework

A 機構

B 機能

C 作用

D 假設の検討

三、インフレーションと完全雇傭

四、結 び

序

自由企業制度乃至資本主義經濟に於いて、果して經濟恐慌・失業・貧困からの自由があるであろうか、個人主義的世界觀に立脚せる經濟自由の原則は、果して眞の自由と平等とをもちたるものであるか。高度に發展せる資本主義經濟は、其自身崩壊すべき運命を擔うものであろうか。私はここにこうした資本主義經濟の發展或は長期沈滞ということを背景として、完全雇傭の問題及び物價及雇傭量の安定の問題を考えたい。やがて明かになると、特に安定の問題は政策上困難な問題であつて、その理論的原因を探求することはとりもなおさず資本主義

經濟そのものの缺陷を指摘することであり、その缺陷を除去しうるや否やの問題は、資本主義經濟に對する態度に一つの決意を與えることとなるであろう。しかし私はこの問題を單なる實踐的興味からではなく、それ以上に理論的興味から取扱う。従つて問題は經濟理論の關知しうる範圍にとどまるものであつて、價值判斷は以下に於いてはたとえ政策に關する箇處に於いても一切必要のないものである。

本稿は以上のような觀點から、シカゴ大學教授 M・フリードマン氏の論文 Milton Friedman : A Monetary and Fiscal Framework for Economic Stability. (*American Economic Review*, June, 1948) を紹介・吟味しようとするものである。フリードマンのこの著想は、アメリカに於ける一部の有力な非ケインズの經濟政策思想を代表するものであり、アメリカに於て多くの學者の注目を惹いたようであるが、今その紹介・批判に立入る前に、あらかじめ問題の一般的背景について、やや立入つた説明をつけ加えておかねばならない。

(1) 例は、*Economica*, Supplement, July 1949 のフリードマン自身の Résumé.

A. Smithies : The American Economic Association Committee Report on Economic Instability. (*American Economic Review*, May, 1951) O. H. Brownlee : The Theory of Employment and Stabilization Policy (*Journal of Political Economy*, Oct. 1950) etc.

一 一般的背景

A 經濟政策の目標——完全雇傭とは非自發的失業のない状態であり、安定とは有效需要及び一般物價・賃金水準の急激なる變動のない状態を意味する。我々が生活水準の向上・消費選擇の自由を望ましいものと考ふる以

上、欲望狀況・生産技術・消費水準の變動による不安定は免れがたいものであり、完全なる安定（むしろ固定）は不斷の生長發展と相容れざるものである。而して發展には必ず貯蓄を必要とする。しかし過度の急激なる變動不安定のために、その貯蓄は投資されずそこに失業が発生する。従つて貯蓄は發展の必要條件であるけれども充分條件ではなく、急激なる變動を安定することが出来てはじめて貯蓄は投資され、經濟發展は可能となる。ここに經濟安定の問題が經濟發展の一要件として重大な意味をもつこととなる。³⁾ しかもケインズ・ハンセン理論によれば、成熟經濟 (mature economy) は有效需要殊に投資需要の長期沈滞的不足の傾向を有し、それが所謂非自發的失業の原因となる。⁴⁾ ここに完全雇傭と經濟安定及び經濟發展とが三位一體の關係をもつこととなり、政策上この三者が同時に實現されることが要請せられる。

- (1) ケインズによれば「現行貨幣賃金」(the current money-wage) に於てなお働くことを希望する者が失業してゐるときこれを非自發的失業とす。(cf. J. M. Keynes: *The General Theory of Employment, Interest, and Money*, 1937, p. 15) 又換えれば、有效需要の不足による失業である。(J. M. Keynes: *ibid.*, p. 26).
- (2) cf. D. M. Wright: *Capitalism*, 1950.

- (3)(4) 有效需要殊に投資需要の變動によつて生ずる失業は、ケインズをまつまでもなく従來から景氣的失業として一九二〇年代の景氣理論で知られている。ただ彼の理論の特色は過少投資・非自發的失業の長期的傾向を豫言した點にある。クラインによれば (L. R. Klein: *Keynesian Revolution*, p. 203) ケインズ理論は (1) $S_w(Y_w) = I_w(r)$, (2) $M_w = L_w(r, Y_w)$ (但し、貯蓄 S_w 、投資 I_w 、貨幣量 M_w)、流動性選好 L_w 、所得 Y_w は賃金單位を numeraire として測定して各數量を表わす。なお、 r は利子率) なる方程式システムによつて特徴づけられる。而して成熟せる資本主義經濟に於ては資本の限界効率低下の傾向をたどり、一方利子率は完全雇傭に必要な程度にまで充分下りえないため、貯蓄は投資しつくされず有效需要は完全雇傭水準に不足することとなる。その原因は流動性選好函數の無限なる利子弾力性及び投資函數 (即ち投資の限界効率表) の利子に對する非彈力性にある。そのため或程度以上の貨幣量の増加は流動性選好の無限なる

利子彈力性によつて利子率を引下げる力なく、投資の限界效率が極度に低いときには投資増加をもたらさない。一方賃金の切下げの産出量及雇備量に對する效果については、賃金が一方生産費を形成すると共に他方國民所得の大部分を占めてゐるという事實よりして確實な結論を下し難いけれども、賃金切下げによる消費の減少が投資を悲觀的にするならば、たとえ生産費は減少しても投資は増加せず雇備量は増加しなうである。ケインズ理論に於ては投資は消費のためにのみなされると考えられてゐる。d. D. M. Wright: "Prospects for Capitalism" in *A Survey of Contemporary Economics*, ed. by H. S. Ellis, p. 455).

こうした長期沈滞理論には多くの異論があるわけであつて、主としてケインズの主張する過少投資の長期的傾向に對してむけられる。例えば W. F. ネルナは「將來の投資のための需要」が考慮せられる場合にはケインズの如き有效需要の不足はありえないという。もし(1)將來の投資需要の確實性、(2)將來の消費需要の大きき及び構造、(3)將來の生産技術の變化に對する完全豫見が所與であると假定すれば、如何に消費が少くとも投資はなされ、完全雇備は實現する筈である。にもかかわらず過少投資であるのは、將來に對する不確實性 uncertainty があるからであり、更に惡しことは限界消費性向の低さほど、この不確實性が大となるからであると考えねばならぬ。 (d. W. Felner: "Employment Theory and Business Cycles" in *A Survey of Contemporary Economics* 1949)

以上の如く、非自發的失業はケインズによれば基本函數 (Basic functions) の特異なる性質、ネルナによれば將來の不確實性のために、有效需要が不足するところから起る。従つて完全雇備政策は有效需要の増加・補足にある。

B 政策の一般的傾向——現今の經濟安定政策は景氣安定政策であるよりも、むしろ完全雇備を伴う如き安定

政策、いわば完全雇備安定政策である。(この意味からかくいう完全雇備を伴う如き安定政策をここでは假りに完全雇備安定政策とよんでおく)ケインズ理論によつて、非自發的失業が有效需要の長期沈滞的不足という資本主義經濟の回避の現象にもとづくものとして、而も資本主義システムそのものに根ざす原因 (ネルナの所謂將來に對する不確實性) により發生するものであることが次第に明かとなるや、單に景氣變動の安定ではなくして、更により長

期にわたる完全雇傭及び物價・賃金の安定が要求されるに至つたわけである。

しかしここに注意を要するのはこの場合政策はあくまで資本主義經濟を前提とすることである。従つてたとえそれが如何に有效であつても、經濟的自由を妨げ經濟的能率を下げるものであるならば、無意味な有害なものとして排斥される。従つて少くとも政治的自由が認められ、充分なる選擇の自由が許され、經濟的能率が發揮出來、而も經濟力の平等が實現される如き政策を考えねばならない。經濟システムは若しそこに於て完全競争が行われ、價格賃金が完全に伸縮的であり、而も有效需要が完全雇傭水準に安定する限り、market mechanism は「自ら」完全雇傭及物價賃金の安定を實現するであらう。従つて政府は、政策として經濟主體が經濟原則によつて自由に活動しうる如き「framework」を提供すべきであつて、個々の經濟主體の自由競争を妨ぐべき何ものをもなすべきでない。この意味に於いて、經濟安定政策は計畫經濟ではなく、資本主義經濟の原則と矛盾するものではない。このため政策は、財政々策・貨幣政策によつて有效需要の變動・不足を調節し補足しようとする。財政々策及び貨幣政策は政府の主たる經濟活動であつて、個々の經濟主體の經濟活動に直接命令するものではなく、その經濟に及ぼす効果は非個人的であり間接的であり、自由なる經濟活動を完全に達成させる economic framework を形作るからである。

一方經濟理論が徹視的見地より巨視的見地へ・價格分析より所得分析へ・貨幣數量説より貯蓄・投資所得決定論へと推移し、非自發的失業が有效需要の不足・不安定によるものと考えられ、而も利率・貨幣量の調節機能が過去に於て考えられていたほど有效需要の増加・雇傭増加に效力をもつものでないことが次第に明かになつた結果、その政策の手段も、割引政策・公開市場操作の如き信用政策・利率政策は次第にその重要性を失ひ、價格

政策・市場政策或は貨幣量調節という徹視的・貨幣數量説的な方法から次第に財政々策による有効需要の補足と
う直接に「所得」に關係する方法に重點がおかれるに至つたのである。

ここに現實の政策が“cost price” policy ではなくして“compensatory”“monetary fiscal” policy の形を
とる所以がある。

C 政策の國內經濟的觀點と國際經濟的觀點——以上の如く完全雇傭安定政策は、有効需要の補足及び安定を
主目的とする。而るに有効需要の問題は國內經濟の問題であると共に、國際經濟の問題である。従つて完全雇傭
安定は、この兩方面からの有効需要が充分且安定であるときにのみ實現しうるのであつて、完全雇傭安定政策も
國內經濟及び國際經濟の兩方面から考えねばならない。單に國內經濟的觀點からのみ考えられたる政策が、自國
の有効需要の不足を外國からの有効需要に期待する結果、保護關稅・爲替レートの切下げ・輸入制限等一連の所
謂 beggar-my-neighbor-tactics をとるならば、各國の之を beggar-my-neighbor-tactics は遂に beggar-myself-tactics
となりおはるであらう。従つて國內の完全雇傭政策がよくその所期の効果をあげうるためには、國際經濟的觀點
よりみた適切なる國際經濟的完全雇傭政策が必要であつて、國際經濟が均衡し安定しない限り、國內の安定は常
に國際經濟より攪亂されることとなる。従つて國際經濟の均衡を保ち、その安定を維持する適切なる措置がとら
れねばならない。⁶⁾しかしその反面、かかる國際經濟的措置が所期の効果を上げうるためには、國內經濟が均衡—
安定していなければならぬ。いわばこの兩者は車の兩輪の如く、一方のみでは成り立たぬものであり、兩者合
して始めて完全なる完全雇傭安定を實現しうるのである。従つて以下に於ける完全雇傭安定政策は、これのみで
は國際經濟的措置を缺く故に、充分なるものではないけれども、その必要條件たることには間違いない。本稿に

おいて我々は國內經濟的觀點だけから、完全雇傭安定政策を取扱うが、かくの如き試みもこの意味において許されるであろう。

上記の如く本稿はM・フリードマンの前掲の論文の紹介・批評を主要目標とするが、その考察に當つて注意されねばならぬ一般的背景は、本節に於てこれまで見て來た如くである。次に我々はフリードマンの提案そのものを見、それを吟味せねばならぬ。

(5) 不適當なる政策とは、その政策の理論的缺陷によるのではなく、むしろ價值判斷によるものである。ここに政策と價值判斷或はイデオロギーとの密接なる關係がある。

(6) cf. P. A. Samuelson : *Economics* 1948 1st. ed. p. 382.

(7) cf. United Nations : *National and International Measures for Full Employment*, 1949, para. 98 以下。

II フリードマンの Framework

前述の如くフリードマンの提案は國內經濟的觀點よりみたる完全雇傭安定政策である。しかしこの提案はその標題の示す如く、經濟安定のための財政的貨幣的「Framework」であつて、いわば安定のために必要と考えられる structural reform であり、個々の「政策」(policy)ではない。そのため、これのみによつて完全に、完全雇傭が實現せられ、且つ景氣變動をも含めた經濟變動が安定するとはフリードマン自身も保證しておらないのであつて、この提案はただその枠によつて、政府當局による自由裁量的措置からひきおこされる不安定 (uncertainty) 及び望ましからぬ政治的意圖を避けることが出来るという「安定的な」財政的・貨幣的・機構「stable」framework

(1) 現今、完全雇傭政策の一般準則としては次のことが認められている。即ち、(1)、政府の租税収入は政府支出に比して好景氣には多く、不景氣には少くあるべきである。(2)、貨幣量及び信用授與は雇傭水準の高いときには引き締め、多數の失業が存在するときには緩めるべきである。これら二つの準則は總貨幣需要の變動を最少限にとどめ、物價の安定及び完全雇傭安定を意圖している。ただここで問題となるのは、こうした準則がいかなる方法によつて實施されるかである。ここに政府の自由裁量的な方法 (discretionary stabilizing action) による場合と自動的な方法 (automatic stabilizer) による場合とにわかれる。しかし前者による場合には、もしそれが状況判断を誤り適切なる時機になされなかつたり、それを決定し實施する間の時間的ずれが不適當に大きかつたり、或は實施する人々の未經驗のために充分なる効果があらなかつたりするときには、却つて大きな悪影響を及ぼす危険がある。その上更にこうした自由裁量的なるものは、階級的或は個人的な利害關係によつて、政治的意圖の下になされる危険があり、又私經濟の豫想を益々不安定なものとする危険がある。そのため、かかる弊害を除去するものとして自動的裝置が考えられている。先ず一つは、このような政府の自由裁量による税率・税制の變更・移轉支出の變更・公共事業支出の決定變更の手續・標準・時期を、豫め法律によつて制定しておく方法であつて、例えば、個人所得税の源泉徴収率は、一定の物價指數が一定の月數、一定率だけ騰貴した場合には一定率引上げ、生産及雇傭の一定指數が一定水準又は一定趨勢以下に下つた場合には、一定率だけ引上げること、法律で規定すべきであるという提案である。(cf. The Problem of Economic Instability: *American Economic Review*, Sep. 1950) もう一つの提案は以下において詳論しようとする M・フリドマンの提案である。

かかる彼の提案の意圖とその提案の「Framework」たる性格をはつきり認識し、その政策としての限界のあることを知ることは、彼の提案に對する不當なる批判と要求とを除く上においても、又更に彼の提案を基としてその上に完全雇傭安定「政策」を考へる上においても、有益なことである。従つて彼の提案に對する批判は、それが完全雇傭政策として充分でないという點にむけらるべきではなく、その「Framework」が現實の經濟の Fram-

ework」として妥當するかどうか、又はその Framework が却つて逆効果をもたぬかどうかを考へるべきである。

この點においてもフリードマン自身その論文の「結論」に於いて、彼の提案する如き政府當局による貨幣量の調節及び政府赤字による貨幣創造が、無責任なる政府の政策を許すこととなり、そのためインフレーションにみちびく危険のあることを指摘している。そしてこれを除くためには、例えば通貨をすべて金屬貨幣とすること、或は政府の通貨調節に何らかの制限をもうけること、又は均衡豫算 (Balanced "actual" Budget) の原理の復活が必要であることをいつている。しかし彼は以下にのべるごとき彼の提案が決して誤つた方向にあるのではなく、その提案を基礎としてそれを補う適當な政策を付加することによつて容易に所期の目的を達しうることを主張する。以上の如きことを念頭において考へれば、後述の如きこの提案のよつて立つ極端にまで非現實的な假設も批判の対象とはなりえないであろう。ただこの提案が、この假設の故に完全雇傭安定政策としては必要條件ではあるけれども、充分條件とはなりえず、充分なるものとなるためには、更にこの假設を現實に妥當することく修正する政策が必要なることは、後に述べる如くである。

(2) 後述の「機構」の項参照。

A 機構

さて彼の提案によれば、先ず「自由裁量的に」完全雇傭及び完全利用水準の所得を推定する。これのみが唯一の discretionary action であつて、大體五年乃至十年毎に修正されるのであるが、その推定の誤謬は彼の主張によれば自動的に訂正されるものである³⁾。この推定所得を規準にして、國家は均衡豫算を算定する。従つて豫算は

毎年均衡する必要はなく、ただ完全雇傭水準に於いてのみ均衡するという *balanced "stable" budget* の原則に従う。そして年々の財政赤字又は黒字は通貨の發行又は收縮によつて調節する。即ち彼によれば、所謂通貨政策・銀行政策・國債政策は一切認めず、中央銀行による公開市場操作・割引政策・信用創造機能を一切許さず、銀行の準備率を百パーセントとし、銀行は専ら受信機能のみをもつものとなる。このため通貨は政府財政の赤字のときにはその赤字をうめるだけ供給され、黒字の場合にはその黒字だけの通貨收縮となる。

而して政府支出（移轉支出を含みます）の種類及び額は、社會の必要要求の長期にわたる考察によつてきまるものであつて、社會の必要要求の變化しない限り景氣變動によつて自由裁量的に變更すべきではない。一方移轉支出は、それが支出される條件・時期・金額が豫め決定されているプランによつてなされ、政府はこのプランによつて雇傭量の變動及び所得變動に應じ自動的に支出することが出来るであろう。他方収入たる租稅收入については、その稅率・控除額等は完全雇傭水準所得を規準にして決定する。（なほ稅率稅制の決定にあつては、それらの私的投資及び私的消費に及ぼす效果影響をも考慮すべきはいうまでもない。過度の法人課稅は、投資意欲企業活動を萎縮さすであろう。）したがつて年々の現實の稅收入は變動するけれども、稅制稅率控除額は長期にわたる考察によつて決定すべきものであつて、之も亦景氣變動によつて左右さるべきではない。

(3) この點に疑問がある。彼によれば「物價賃金が仲宿的である限り」（例えば）完全雇傭水準所得の過大評價を基礎として作成された安定均衡豫算は、インフレーション的效果をもたらすが、物價騰貴による資産價值の下落によつて貯蓄は増加し、消費は減少することとなり、一方財政は所得増加による稅收入の増加及び雇傭増加による移轉支出の減少によつて、インフレーションは阻止できるであろう。（*Mr. Friedman: "Nat. p. 550"*）しかしこのことは、物價賃金のインフレーション的惡循環を無視した非現實的な議論であつて、現實のかかるスバイラル (*spiral*) を考慮するならば、完全雇傭水準所得

推定の誤謬はフリードマンのいうごとく neutralize されるものではないと思う。この點に先ず理論的な難點がある。

更に實際上、技術的なものとして、國際經濟をも考慮に入れながら國民所得を推定することは、原理的には問題がないとしても、相當複雑な困難に遭遇するであらう。

以上のごとく彼の提案の唯一の自由裁量的要素たる所得推定が實際上、可能であるとしても、その推定の誤算は決して無視しうるものではなく、經濟システムを崩壊さす結果となることを明記すべきであらう。

B 機能

次にこの Framework は現實に如何に働くか、如何にして有效需要を調節し完全雇傭とその安定をもたらしかを考えよう。

さてかかる Framework の特色の一つは、政府の收入支出が完全雇傭水準で均衡し、過少雇傭及び過剰有效需要が「自動的に」財政收支によつて調節せられて (1) 物價及び賃金の非伸縮性 (inextensibility) 又は上昇よりもむしろ下落し難いという所謂下方硬直性 (2) 適應の遅れ (lag) (3) 豫想にもとづく不均衡 (disequilibrium) への反動 (reaction) のない限り、完全雇傭安定均衡を實現するという點である。

したがつて、この提案によつて國民經濟が運営される場合には、財政支出は租稅收入及び貨幣創造即ち無利子公債の發行 (赤字が生じた場合) によつてなされ、財政赤字又は黒字は貨幣量の増減となり、有效需要の増減となる。國民貨幣所得の低いときには、稅收入は減少し、失業其他による移轉支出は増加し、財政は赤字となるであらう。この赤字は自動的に貨幣の創造となり有效需要は増加し、所得低下の趨勢を阻止し逆轉さすであらう。又逆に國民貨幣所得がインフレイシヨンの増加するときには、稅收入の増加及び移轉支出の減少によつて財政は

黒字となり、財政黒字による貨幣量の收縮・有効需要の減少はインフレイションを阻止するであろう。かくして有効需要は常に完全雇傭水準に保たれ、所得及び雇傭は完全雇傭水準に安定する。⁵⁾

(4) 問題はインフレイションにある。ここにおいては、賃金―物貨が下落し難いという所謂下方硬直性及びインフレイション的悪循環 (spiral) のないことを前提している。そのため、インフレイションはデフレイションと同様、財政収支によつて容易に調節せられることになつてゐる。しかし現實において、かかることは可能であるうか。後述第三節、「インフレイションと完全雇傭」の項参照。

(5) この場合、勿論前述の如く、國際經濟的觀點に立つた完全雇傭安定政策によつて、國際經濟關係が均衡し安定してゐることを前提とする。國際貿易・國際投資・その他の國際經濟關係を考慮して完全雇傭水準所得を推定し、國家豫算をつくることは複雑ではあるけれども、原理的にいう限り、爲替レートが、國際經濟市場に於て自由に決定され完全に伸縮的であると假定しさえすれば、本文の如き效果 (即ち完全雇傭及び安定) をあげうることは疑いない。

C 作用

ここで「作用」というのは、フリードマンの提案せる Framework の各經濟主體の經濟活動に及ぼす效果影響をいうのであつて、前述の「機能」が第一次的な效果であるに對して、第二次的な效果、いはば深さに於ける效果である。つまり以下に於ては、彼の提案がいかなる作用を經濟活動に及ぼし、如何なる效果によつて完全雇傭と安定とが實現されるかをみようとするのである。

先ず問題になるのは、いかなる理論的立場に立つて考えるかということであるが、ここではフリードマンに従つて、所謂非ケインジアン理論 (non-Keynesian Theory) によつて考えた。⁶⁾

彼は三つの假定を設ける。即ち (1) 物價及び賃金が完全に伸縮的 (flexible) であつて悪循環 (spiral) のないこと

(2) 適應の遅れ (lag) のないこと (3) 價格豫想による反動 (reaction) のないために常に均衡にもどらんとする力が作用することを假定する。いわば完全競争の行われる理想的な經濟システムを靜態的に考へるのであつて、この三つの假設自體の可否と意味とは後に(後述、本節D「假設の検討」の項参照)検討吟味するところではあるけれども、ここではこの假設を前提として考へる。

この場合、彼の提案は確かに完全雇傭安定を實現するであろう。非ケインジアン理論によれば、物價及び貨幣量の變動は資産價値 (asset value) に影響し、それが貯蓄従つて消費に影響する。

假りに今、完全雇傭状態にある經濟が或る擾亂のために總貨幣需要が減少したとしよう。その結果、先ず賣上高の減少をきたし意圖せざる在庫品の増加となるであろう。そこで生産者は意圖せざる在庫品をなくするために價格の引下げを行い生産を收縮する。ここに物價下落による貨幣所得の減少及び生産收縮による失業が発生する。貨幣所得の減少は政府の稅收入の減少となり失業の發生は政府財政の移轉支出の増加となつて、ここに財政は赤字となる。この赤字は自動的に貨幣創造となり有效需要の増加となる。之がこの Framework 第一次的效果としての前述の「機能」であるが、他方物價下落は資産價値の上昇となり、貯蓄はそれがため(資産—貯蓄關係 *saving relation*によつて)今までよりも少くなされることとなつて消費が増加する。又一方赤字による貨幣量増加は貨幣資産の増加となつて、物價下落と同方向の効果を消費に及ぼすこととなるであろう。かくして第二次的效果は消費増加による有效需要増加の方向に作用し、第一次效果たる財政赤字による貨幣創造と相俟つてもとの完全雇傭を回復するであろう。逆に總貨幣需要が増加するインフレーションの場合を考へよう。「假定によつて物價—賃金の惡循環はないのであるから」前述と全く逆の方向に作用し、財政赤字・物價騰貴・貨幣資産價値の減少に

よつて、やがてもとの完全雇傭水準に復歸することは明かである。

(8) ここに所謂「非ケインジアン理論」について主としてL・A・メツラーによりながら若干説明を加えたい。

利率の可能な範圍に於て完全雇傭水準の貯蓄は全部投資され、完全雇傭は自動的に實現する。ケインズ理論に於ては或程度以上は投資の利率弾力性が零となり流動性選好が貨幣量に無限に利率弾力的となるために、有效需要が完全雇傭水準に不足することとなつた。而るに資産價值と貯蓄との間に函數關係（これを資産—貯蓄關係 *asset saving relation* とよぶ）があることに注目するならば、ケインズの如く流動性選好の特性によつて、或限度以上は貨幣量の増加が利率に影響しないことをみとめるにしても、貨幣量の増加は資産價值の増加となり、貯蓄の減少をもたらし、従つて消費の増加となつて有效需要増加に役立つであらう。そのためこの貯蓄はすべて投資せられることとなり、完全雇傭は實現するわけである。

ここで資産というのは、貨幣と政府公債を主とする證券とであつて、前者は存在貨幣量に正比例し一般物價水準（又は賃金單位）に反比例し、後者は證券の資本化價值であつて、短期に於いては利率に反比例する。而して貯蓄は資産價值の減少函數である。従つて、貨幣量の調節及び政府公債又は證券數量の變更は資産—貯蓄關係によつて貯蓄に影響し、賃金物價の下落は貨幣資産價值の増加となつて貯蓄の減少をひきおこすであらう。かくして資産—貯蓄關係に注目することによつて、貨幣量の調節、利率の變動その他がこの關係をおつて、ケインズ理論よりも容易に有效需要の大きさを左右する要因となることが明かとなるのである。

今メツラーにしたがえば、この理論は次の如き方程式システムによつて特徴付けられるであらう。(cf. L. A. Metzler: *Wealth, Saving and the Rate of Interest, Journal of Political Economy*, Apr. 1951) (1) $S(r, A) = I(r)$, (2) $M = L(r, Y)$ (3) $A = M + D$ (4) $a = \frac{cY_0}{Y}$ 但し、 A は資産價值。 a は證券の real value。 λ は私人の所有する證券の全供給證券量に對する割合。 Y_0 は完全雇傭水準の實質所得。 c は Y_0 中の利潤の占める割合であつて Y_0 は短期に於ては一定と考へてよむ。

以上の如く彼の提案せる Framework によれば、有效需要は財政面の第一次効果と經濟システム内部に於ける

第二次效果とによつて調節せられ、完全雇傭安定が實現されるのであるが、たとえ前述の三つの假設を承認するとしても、なお且つ完全雇傭安定が達成されるとは必ずしも期待出來ないであらう。即ちインフレイションの場合に、財政收支の黒字がどの程度まで總貨幣所得の増加に應じうるかが疑問である。つまり租稅收入は稅率稅制をいかに變更してもその大きさには限界があり、稅收入のみによつては過度に増加した國民貨幣所得を吸收しえないであらうということである。そのため完全雇傭安定の程度は攪亂の大きさ如何によるものであつて、景氣變動でさえも若しそれが過激なるものであるならば、常にかかる Framework のみによつて「自動的に」安定せしめうることは斷言出來ないであらう。しかし以上の如き Framework は、政府當局の貨幣的財政的政策自體が經濟攪亂の原因とならぬこと、及び政府當局の自由裁量的な政策の缺點を除去し攪亂に對して自動的に對處しうることに役立つためのものであり、且つそのことのみを要求し主張するものである。彼の提案の意圖がここにあることは前述の通りである。

(7) 非ケインズ理論に立つ限り、長期沈滞的失業は物價賃金が完全伸縮的であれば、たとえ貨幣量一定としても存在しえない筈である。しかしこのフリードマンの提案はかかる非ケインズ理論を根本としながらも、物價變動・資産價價變動の一連の資産—貯蓄關係を認めないケインズ理論の立場をも含むものである。従つてその完全雇傭への均衡回復の過程は、財政赤字・黒字と物價變動の資産價價への影響とが累積加速的になされると考えられている。しかしかかる方程式システムの性質又はその均衡回復作用については異論があるであらうし、又、フリードマン自身もこの問題は今後の研究に待つものであることを指摘している。(M. Friedman: *ibid.*, pp. 263—263, n. 21, 22)

D 假設の検討

次に上記の三つの假設について検討しなければならぬ。問題は以上の如きいわば靜態的な提案が、現實の動態的變動の下に於いても充分なる機能と作用とを發揮しうるであらうかという點に存する。この觀點から上記三つの假定を個別的に——但し便宜上上記とは逆の順序をとつて——吟味すれば次の如くである。

(一) 價格豫想による不均衡方向への反動——經濟主體が經濟原則に従つて合理的に行動する限り、例えば將來價格の下落の豫想は、現在の消費減少となつてあらわれるであらう。したがつてかかるものがある限り、その不均衡は益々累積的となり、所期の均衡への復歸は不可能となる。しかし提案の如き自動的な Framework は、自由裁量的なものにくらべて、消費者や生産者に心理的不安を與えることが少いため、價格豫想のためにおこる變動助長の傾向を除くことが出来るであらうと考えられる。

(二) 適應の時間的遅れ。(Time-lag)——一體我々の經濟システムには、所得變動や資産價值變動や價格變化に應ずる個人の心理的要素にもとずくラグと、價格調節の範圍と速度及び財政々策によるラグの如き制度的要素によるものとがある。心理的なるものは、制度的なるものを改善することによつて或程度是正しうるわけであるから、問題となるのはこうした制度的なるラグであり、ここでは特に財政々策による有效需要増減のラグについて考へる。若し政府の對策とその經濟主體に及ぼす効果とのラグが、無視しえざるほど大きく目つ變動するものであるならば、財政々策の効果は最初の變動が既に他の要素によつて回復された後に作用することとなり、經濟變動を緩和するよりも却つてそれを強める結果となるであらう。そのため若しこうしたラグがありうるとするならば、かかるラグは最少限にとどめなければならぬ。以下に於てフリードマン提案の自動的な對策が、自由裁量的な對策に比して如何なる大きさのラグをもつかを検討してみよう。

我々の經濟を動態的にみる限り、變動に對する適應の時間的ずれ、いわば均衡への速度の遲速を考えねばならない。動態經濟そのものには (31) 消費ラグ、(32) 生産のラグ、(33) 分配のラグがあり、その上更に前述の如く財政々策のラグ、即ち (1) 對策實施を必要とする變動の時期とこの必要を認識する時期とのラグ、(2) 對策實施の必要を認識する時期と對策を實施する時期とのラグ、及び (3) 對策實施の時期とその效果のあらわれる時期とのラグとがある。

先ず (1) のラグについて——(1) のラグはフリードマン案の如き自動的なものには存在しないけれども、自由裁量的な對策では對策の必要を認めるために、統計や調査をもととし過去の經驗によつて豫想判断しなければならぬから、相當大きくなるであらう。

次に (2) のラグについて——自動的な對策に於いては、たとえ政府が對策實施の必要を認めたとしても、同時に租稅徵收や失業對策の移轉支出をすることは不可能である。この點たとえ稅制控除額等を豫め決定しておく所謂はめ込み式安定裝置 (Built-in-stabilizer) 前述、二の註 (1)、參照。によつても種々の行政的手續によつて對策實施迄にかなりの時間がかかるであらうし、又政府支出が豫めつくられたプランにもとずいてなされるにしても、やはり相當のラグは免れないであらう。ところが之に對して自由裁量的な對策は、公開市場操作・再割引政策・準備率の變更等によつてこのラグを最少限にとどめることが出来るであらう。

最後に問題となるのは (3) のラグである。このラグは上述の (31) (32) (33) のラグを含むものであつて、經濟システム自體の性質にもとずくものであるため、財政々策のみならずすべての動態經濟には必然的にもなういわば心理的習慣的生產技術的制度的なるものである。例えば、政府支出の増減・稅收入の變動・稅率控除額

の變更等が、國民經濟の消費・貯蓄・投資或は所得の大きさに如何なる方向速度をもつて如何なる程度影響するかということである。

今財政政策の直接の效果のみについて、自動的な對策と自由裁量的な對策とを比較してみよう。フリードマンによれば、⁹⁾ 税率變更は兩對策とも大體同一のラグと考えられるが、移轉支出を除く政府支出については、自動的對策の方がやや長いラグをもつてあろう。之に反して貨幣量の増減は財政の赤字黒字によつて自動的になされるのであるから、かかる自動的方法は、公開市場操作その他のごとき自由裁量的方法による貨幣量調節に比してより短いラグをもつてあろう。

(3) cf. M. Friedman: *ibid.*, pp. 256—257.

以上の如くラグの問題は非常に複雑であり、今後の實證的研究をまつべきものであるが、フリードマン自身は次のように主張する。即ち上の三つのラグを綜合して考えるときには、貨幣量及び稅收入の變動については自動的の方が全體としてラグが短いであらう。ただ自由裁量的な財政支出の變更については、(3)の「より短い」ラグが(2)の「より長い」ラグを打消すほど「より短い」かどうかは疑問であるから、その全體のラグの大きさについては、やはり自動的な對策の方が「より短い」と考えられると主張する。

(三) 價格賃金の伸縮性の問題——更にかかるラグをもたらず制度的なるものとしては、物價賃金の非伸縮性があげられる。ところでこの伸縮性の問題は、その背景をなすインフレーションに關連して周到な分析を必要とするのみならず、フリードマン案の三つの假設の中で最も非現實的なものであり、彼の提案の現實的妥當性にと

つて決定的な意義を有するであるから、次に節を改めて之を考察することにする。

- (9) ここでは伸縮性 (flexibility) の概念を嚴密に定義する必要はないが、ラグの原因となる價格賃金の非伸縮性とは、需要供給の變動に應ずる現實の價格賃金の遅れをいうのである。しかしフリードマンの假説として問題となるのは、こうしたラグの原因となる非伸縮性或は下方硬直性ではなくて、後述の如く、現實の獨占的經濟勢力による賃金物價の惡循環 (spiral) である。

三 インフレイションと完全雇傭

價格賃金の伸縮性の問題については、その背景をなすインフレイションそのものに溯つて考えることが必要である。さてインフレイションは一般に次の三つの原因によつておこると考えられよう。¹⁾

先ず第一は産業の或部門に於ける或生産要素の不足缺乏によるものである。殊に需要の構造が急速に變化するときには、その急激なる需要變動に應ずることが出來ないために、他部門には未だ失業遊休資材が存在するにもかかわらず、その部門はインフレイションに襲われる。しかしかかるインフレイションは高度に大規模生産のなされる發達した資本主義經濟に於ては、特殊な場合例えば平時から戦時へ、戦時から平時への轉換期以外には、在庫品の弾力性の大きなるために、豫想されるほど波及するものではない。

第二のものとしては全般的な超過需要の場合である。完全雇傭を目的とする有效需要の増加が、急激に過度になされるときには、供給がこの需要にともなわぬため物價は騰貴する。インフレイションは需要に對する絶對的な供給の缺如である。一旦かかるインフレイションが発生すれば、各經濟主體は國民生産物の分配をめぐる闘

争し、物價騰貴による實質賃金の減少は賃金引上闘争を惹起し、賃金の上昇は更に物價騰貴の原因となり、ここに賃金・物價の惡循環 (wage-price spiral) があらわれる。²⁾

(1) cf. United Nation : *ibid.*, para. 84以下。

(2) しかしかかる種類のインフレーションは、フリードマン案ではおこる可能性は少いであろう。何故ならば、財政々策による有效需要の増減は、自動的に完全雇傭水準に安定し、その上「彼の主張によれば」適應のラグは最少限にとどまり、均衡回復への力が第一次及び第二次の二つの効果をとはつて作用するからである。従つて「急激なる」「絶對的」超過需要はおこりえず、それにもとづくインフレーションもスパイラルも亦おこりえないであらうと考えられる。

しかし疑問になるのはラグの問題である。即ち有效需要の増加が過度に急激になされぬかということである。もしそうだとすれば、フリードマン案の自動的装置は、通常オーソドックス經濟理論で考えられるごとき、高利子政策・貯蓄奨励・配給切符制等の自由裁量的な有效需要抑制策によつて補足されねばならぬであらう。

併しすべてのインフレーション防止政策で何よりも問題となるのは、インフレーションの第三の型の場合、即ち獨占勢力に原因するスパイラルにもとづくインフレーションがある。インフレーション的賃金・物價のスパイラルは現實の獨占的經濟勢力團體によつて完全雇傭になる以前におこる可能性がある。即ち労働組合や經營者團體・企業連合等は、國民生産物の相對的分配を増加しようと相互に争い、經濟全般に及ぼす作用やその反作用を考慮することなしに、一方的に價格の引上げ或は賃金の引上げをしようとする。その結果それが相互に作用し合つて物價・賃金のスパイラルとなる。殊に、現今賃金は單に生活費との關係においてのみならず、利潤との割合に於いて議論される傾向が強くなつたため、賃金・利潤のスパイラルも亦おこりうるわけであらう。かかる場合には賃金・物價は上昇し國民貨幣所得は増加するため、フリードマン案では赤字財政となり貨幣量の引締めとな

る。しかし物價—賃金の下方硬直性のために物價—賃金の下落とはならず、それは單に總貨幣需要の減少となるのみで却つて有效需要の減少によつて雇傭量の減少となる。かかる状況に於ては、完全雇傭はインフレーションの進行によつてのみ實現されることとなり、完全雇傭と物價賃金の安定とを兩立させることは駱駝が針の穴を通るよりも困難なことである。ここに政策上物價賃金の安定と完全雇傭とが兩立しないというインフレーション「デイレント」(inflation dilemma)が存在する。

かかるデイレントはフリードマン案のみならずすべての貨幣的財政的政策の免れぬところであつて、物價賃金の伸縮性を假定するフリードマン案が物價賃金の硬直的な現實の動態經濟に妥當しないのは勿論である。しかしこのことは彼の提案が無價値のものであることを意味するものではない。抑々フリードマン自身も認めるごとく、この提案はそれ自體完璧なる政策ではなく、一つの Framework たる性質のものである。むしろ彼の提案を現實の經濟に照して検討することによつて、完全雇傭安定政策には物價賃金を伸縮にする政策が不可欠のものであることが一層明白となるであろう。更にその上、かかる自動的な有效需要補足政策は累進加速的なデフレインションの回避しうることを明かに保證してあるのであるから、各經濟主體に對する心理的效果によつて物價賃金がより伸縮となるであろうと考えられる。

(3) cf. P. A. Samuelson : *ibid.*, p. 435.

従つて次にはこの Framework を土臺として、かかる賃金物價の非伸縮性或はそれにもとずくデイレントを解くべき政策が考えられねばならぬ。政府は完全雇傭水準に有效需要をたもちつつ賃金物價のスパイラル的上昇を

抑制する方法をとらねばならぬ。ここに於いておこる困難は、經濟理論的ではなくて、むしろ政治的イデオロギー的なものである。方法として二つの極端なものがある。その一つは賃金物價の公定・資源勞働力の割當配給・生産の全面的計畫等一連の統制計畫經濟體制であり、他の一つは價格賃金を完全に伸縮的にしようとする完全自由競争經濟體制である。前者は闇市場・官僚統制の非能率及び腐敗或は生産能率勞働意欲の低下を來たし、資本主義精神に反するものであつて「隸從への道」(Road to Serfdom)を意味するであろう。他方後者は完全なる wage-prices laissez faire の實現によつて「見えぬ手」の奇蹟を信ずるものである。フリードマンは前述の提案において、若し價格賃金が完全に伸縮的となり變動適應のラグが最少限となれば、必ず完全雇傭安定の實現しうることを主張しているし、同様に又他の箇所に於て彼は個々の賃金價格を公定する市場政策は、經濟自由の原則に反し種々の弊害をもつものとして極力反對する立場をとり、政府は物價賃金が自由競争市場の自動的機能によつて決定されるよう競争に對する障礙を除き、獨占勢力が物價賃金の決定に對して支配力をもたぬように、積極的徹底的な計畫と對策を立てねばならぬと主張した。しかし、かかる完全競争の提案は「一つの目標として役立つ理想のシステムであつて、我々はそれによつて經濟安定は自由競争システムに於てより容易に達成しうるものであることを知り、物價賃金の伸縮性の障礙を除くことが、安定政策の一つであることがわかる。しかし安定のために完全自由競争が不可缺のものだと考へるのは、よい社會をつくるためには禁酒法が必要だと考へるのと同様」であつて、現實に於てインフレーション・デインレムを打ち破るに充分なる範圍に完全競争がなされるとは期待出來ないであろう。インフレーション・デインレムははや單なる monetary-fiscal measures のみでは解決出來ぬ問題であり、獨占勢力の存在は、monetary-fiscal framework の中で「自ら」完全雇傭及び物價賃金の安定

が見えざる market force によつて實現されることを最早期待しえぬものとしてゐる。ここに當然適切なる cost-price policy が必要なのであるが、周知の如く現今の雇傭理論は、總雇傭量總所得と個々の價格賃金との關係についての充分なる理論的解明を與えておらない。そのため賃金價格政策も充分なるものが未だ考えられない現状にあるが、我々は理論的には未完成であつても、現實の政策としては何らか適切な對策を考えねばならぬ。

(4) cf. The Problem of Economic Instability, "Comment", (*American Economic Review*, Sep. 1950)

(5) cf. A. Smithies : The American Economic Association Committee Report on Economic Instability, p. 184. (*American Economic Review*, May 1951).

その具體的な對策としては、先ず各經濟的獨占勢力團體の自己抑制 (self-restraint) が考えられる。しかし全體を見渡す目をもたず常に自己の直接の利害關係のみしか意識しない彼等にかかることを期待するのは、完全競争の提案が理想であると同じ意味において遠き將來の理想である。これに對して The United Nations's National and International Measures for Full Employment, 1949. は次の方法を提案する。即ち物價の騰貴が利潤の増加を企圖してなされた場合には、信用の質的量的統制・在庫品の直接統制及び價格統制或は主要産業に對する配給割當制がとらるべく、又物價騰貴が賃金の上昇に起因するときには、かかる賃金増加がスパイラルにならぬような對策を、政府は勞資双方と共に協議の上立てるべきことを提案する。¹⁾ 更に以上の他に、一層統制の程度を強めたものとして、獨占勢力團體の私的行動について成文的準則を設けるべきことが提案されている。²⁾

(6) cf. United Nation : *Ibid.*, para. 176.

(7) しかしかかる統制をする政府自身が、その國民各階級の利害關係と無關係でないという政治的事實を考慮すれば、かかる

對策が必ずしも有效とは考え難いし、直接統制は經濟的に好結果をもたらすとは考えられないために、ここにも一つの限界があるであらう。

(8) cf. The Problem of Economic Instability (*American Economic Review*, Sep. 1950)

四 結 び

以上概観した如く、完全雇傭と經濟安定とを同時に實現しうる適切なる唯一の對策はない。フリードマン案は一つの Framework として優れた内容をもつてゐるが、それのみによつて所期の目的を達するためには、殆ど非現實的な假設をしなければならなかつた。現實に於いてはその効果を否定する要素が多く存在する。そのため單なる “monetary fiscal” “framework” は、完全雇傭と安定とを同時にもたらすものではない。併しかかる Framework が安定と完全雇傭のための必要條件たることには間違いない。ただ充分なるものとなるためには、更に適切なる cost-price policy が必要である。しかし適切なる對策はただ一つではなくして、以上のべたことき諸對策が適宜組合はれて monetary fiscal policy を補うとき、はじめて完全な Full Employment and Stability Policy となるであらう。(終)